

むさしの「年金定期とおき・年金予約口」規定

1. (預入資格)

この定期預金は、国民年金、厚生年金または各種共済年金の受取りを当行で予約された58歳以上64歳以下のお客さまに限りお預入れできます。

2. (取扱店舗)

この定期預金の預入れおよび支払いは、一店舗のみのお取扱いとします。この場合、年金の受取を予約している店舗のみのお取扱いとします。

3. (お預入れ限度額)

預入資格のあるお客さまお一人につき、300万円を限度とします。

なお、通帳式の場合は、複数の定期預金に分割してお預入れの場合でも、お預入れ口座はお客さまお一人につき1口座に限ります。

4. (お預入れ預金種類および預金名義)

定型…期間1年の自由金利型定期預金(M型) (以下「スーパー定期」という) を作成します。

定期預金の名義は年金受取予約をされているお客さまの名義に限ります。

5. (少額貯蓄非課税制度(マル優)の利用)

この定期預金は少額貯蓄非課税制度(マル優)を利用することができます。

6. (適用利率)

(1) 預入日に当行が店頭に表示しているスーパー定期の利率に所定の利率を上乗せした利率を約定利率とします。

(2) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金規定共通規定第9条第1項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、預入日から6か月以上経過した後、満期日前に解約する場合には、預入日における預入期間に応じたスーパー定期の店頭表示利率の90%を上回らないものとします。

① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満……………前項の約定利率×50%

7. (満期後の利息)

満期日から解約日または継続日の前日までの日数について、解約日または継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともにお支払いします。

8. (その他)

本規定に定めのない事項については、『自由金利型定期預金(M型)[スーパー定期]規定』により取扱います。

以上